様式２

送　信　先	静岡県計量検定所　検定課（タクシーメーター担当）
	ＦＡＸ　０５４－２７８－５４７９

理　　由　　書

令和　　年　　月　　日

静岡県計量検定所長　様

会 社 名
代表者名
電話番号

タクシーメーター装置検査を受けることができなかった（できない）ので、次のとおり届け出ます。

また、車両・タクシーメーター修理後又は運行再開の場合には、必ずタクシーメーター装置検査を受けることを誓約します。

装置検査を受検できなかった（できない）車両			装置検査を受検できなかった（できない）理由（※該当に丸囲いのこと。）
号車	自動車登録番号又は車両番号	タクシーメーター製造番号	
			タクシーメーター修理中　・　車両事故修理中・車両故障修理中・廃車・減車・休車・差替(代替)予定・その他(　　)
			タクシーメーター修理中　・　車両事故修理中・車両故障修理中・廃車・減車・休車・差替(代替)予定・その他(　　)
			タクシーメーター修理中　・　車両事故修理中・車両故障修理中・廃車・減車・休車・差替(代替)予定・その他(　　)

普段から、タクシーメーターの取付・修理を依頼している届出修理事業者名	

（注１）装置検査を受ける場合は、届出修理事業者に連絡してください。
（注２）休車した車両を装置検査の有効期限の経過後に使用する場合は、装置検査を受けてから使用してください。
（注３）装置検査を受ける前にタクシーメーターを使用したい場合は、届出修理事業者に連絡の上、必要に応じてタクシーメーターの点検(器差検査)を受けてください。届出修理事業者から「装置検査申請中証票(シール)」の貼付を受けることにより、装置検査又はその証票に記された受検期限までの間、暫定的にタクシーメーターを使用できます。
（注４）廃車した車両の「タクシーメーター装置検査済証」(Ａ５版ピンク色)は、貴社にて破棄してください。
（注５）ＦＡＸ送信した場合、原本を改めて郵送する必要はありません。

静岡県計量検定所検定課記入欄	
受　付　印	PC 台帳入力日
	／